

令和3年度第2回新宿区外部評価委員会第2部会 会議概要

<開催日>

令和3年7月5日（月）

<場所>

本庁舎6階 第3委員会室

<出席者>

外部評価委員（5名）

山本卓、的場美規子、松井千輝、前田香織、鱒沢信子

事業所管課（2名）

稲川障害者福祉課長、小林係長

事務局（2名）

廣井副参事（特命担当）、明田主任

<開会>

【部会長】

皆さん、おはようございます。

ただいまから、第2回新宿区の外部評価委員会第2部会を開催いたします。

本日は外部評価の実施に当たりまして、お手元の次第のとおりヒアリングを実施してまいります。委員の皆様におかれましては、外部評価シートが配られておりますので、適宜メモなどもお取りになりながらヒアリングをしてください。

それでは、議事に入る前に、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

皆様、おはようございます。前回に引き続きまして、よろしくお願いいたします。

では、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、本日は施設の説明ということで、前回ご意見いただきましたので、こちらのグリーンの「YOU CAN DO IT!」と書かれているもので綴じさせていただいている資料でございます。

続きまして、皆様に勉強会メモということでお配りさせていただいております。実績欄について入っているため、質問の一部を削らせていただいたところがございます。先週金曜日の簡単なまとめということで、併せて付けさせていただいております。

また、次第と外部評価チェックシートということで、本日皆様にお配りさせていただいております。こちらは個人としての評価を書いていただくシートとなりまして、今後、皆様にまとめていただきまして、ご記入いただきまして、それで事務局のほうにご提出いただくというこ

とになります。

【事務局】

配付資料については以上でございます。よろしくお願いいたします。

【部会長】

ありがとうございます。

それでは、時間もございますので、ヒアリングのほうを実施してまいります。本日は福祉部の皆様にご出席をいただいております。外部評価委員会はテーマごとに3つの部会に委員会を分けておりまして、この第2部会のテーマは福祉、子育て、教育、くらしになります。

個別施策Ⅰ－3「障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」につきまして、初めに、視察を実施しない代わりに障害者関係の施設について説明をいただきます。金曜日にこの部会をお願いすることになりまして、ご用意くださいます、ありがとうございます。

それでは、各施設についての説明のほうをお願いいたします。

【所管課】

障害者福祉課長の稲川でございます。本日はよろしくお願いいたします。あと、隣に福祉推進係長の小林も同席させていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明を進めさせていただきます。

初めに、本日お配りしましたこちらの黄緑色のものからです。これは施設のパンフレットが順番につづられておりますので、上のほうから順番に説明をさせていただきたいと思っております。

区では6か所の区立の指定管理施設を運営しております。まず一番上でございますのが新宿区立障害者生活支援センターです。こちらは精神障害者を対象とした入所の施設になっております。病院から地域に移行するための訓練を行う施設となっております。中をおめくりいただきまして、自立訓練や宿泊型自立訓練というところがそちらの生活の訓練の場となっております。また、短期入所は、地域にお住まいの方が一時的に入所をすることで少し心を休めたりですとか、また、ご家族のレスパイトの意味もありまして、短期入所を行っております。次に、相談支援ですが精神障害者の方もほかの障害者の方も同じなんですけれども、障害のサービスを使うときには介護保険と同じように、ケアマネジャーに近い相談支援専門員という者がその方に合ったサービスを計画いたします。その計画相談をやっているのがこちらの相談支援になります。また、地域に開かれた施設とするということで、多目的室を地域の方に貸出しております。そのほかのところは、写真などもございますので、部屋の様子などをご覧いただければと思います。

続きまして、次の施設になります。こちらは新宿区立新宿生活実習所になります。ここは愛称が「ぼれぼれ福祉園」で、重度の知的障害者を対象に、法律上の事業であります生活介護、また短期入所などを行っております。中のほうを見ていただきますと、生活介護事業ということで、お散歩やラテンダンス、また絵画、陶芸、創作などの活動を行っております、利用者の方々の自己実現に寄与している施設でございます。こちらの施設につきましては現在、仮移転をしております。現施設は今後、解体をしまして、新たに新築で建て替える予定でございます。

ます。そのため、この6月に仮施設のほうに移転をしまして、生活介護は矢来町にある旧都立市ヶ谷商業高校の跡地、また、短期入所については細工町高齢者在宅サービスセンターの4階で運営をしているところです。

次のパンフレットに移らせていただきます。次はあゆみの家です。こちらは主に重度の肢体不自由者や、また知的障害との重複の方を対象とした施設となっております。行っている事業は、先ほどの新宿生活実習所と同様に、法定の生活介護事業と短期入所事業などを行っております。また、ここの施設の独自の事業としまして、土曜ケアサポートといいまして、生活介護に近い事業を土曜日も行っています。こちらにつきましては指定特定相談支援ということで、障害者の方たちの計画相談も行っているところです。日中活動としましては、版画ですとか音楽鑑賞などを行っております。

次の施設に移らせていただきます。次は高田馬場福祉作業所です。こちらは主に知的障害の方を対象としておりまして、バリアフリー化により知的障害と肢体不自由の重複の方も受け入れることが可能な施設となっております。やっている事業ですけれども、法定事業の就労継続支援B型と生活介護の事業を行っています。この就労継続支援B型というのは、昔の言い方をしますと作業所になります。そのため、比較的障害の軽い方がここで作業をし、工賃を得るといような施設でございます。ただ、生活介護というのは、どちらかというところ少し重度の、作業は難しいという方向けの日中活動の事業なんですけれども、近年、利用者さんの高齢化や重度化などが進んできまして、生活介護事業も併せて行うということで、機能の充実をしているところです。こちらのB型の活動としましては、1階にベーカリーカフェまりそというカフェを運営しておりまして、地域の方々によくご利用いただいています。

次のパンフレットに行きまして、次は新宿区立新宿福祉作業所です。こちら先ほどの高田馬場福祉作業所と同様に、就労継続支援B型と生活介護となっております。こちらももともとB型の施設でございましたけれども、やはり重度化、高齢化に伴い、高田馬場福祉作業所と同様に生活介護等、機能の充実をしております。こちらは、次に説明します障害者福祉センターと同じ建物の中に入っております。こちらでもパンを作っております、こちらのパンは若松河田の駅の構内でも販売をしているところです。

最後になりますが、新宿区立障害者福祉センターです。こちらは利用案内の部数が足りなくて、コピーになっておりますけれども、ご了承ください。こちらの施設につきましては、いろいろな事業を行っているところです。先ほどの就労継続支援B型や生活介護といった法定の通所事業もやっておりますけれども、それ以外に、障害者の社会参加の機会や交流の場の提供、また、地域への障害理解の発信を広く行っているような施設となっております。そのほかに、医療によるリハビリが終了した方で、まだ機能訓練が必要だという方の機能訓練も行っております。また、講座講習ということで、書道とか組み紐とか、園芸ですとか、そういったことを、対象となる利用者さんだけに行っているのではなく、広く広報で公募をしまして、実施しています。あわせて、視覚障害者の方たちがマッサージを行っております。視覚障害者の方たちは自立の一つとしてあんま、はり灸の資格を取られる方が多いのですけれども、やはり実際に実

施をする場がないと、いろいろ忘れてしまったり、技術的に衰えるということで、訓練という意味で、こちらで健常者の方にマッサージサービスを提供しております。あと新宿区勤労者・仕事支援センターが中心となりまして、共同受注を行っています。それは、障害の施設に対する受注があったときに、新宿区勤労者仕事支援センターが取りまとめをして、そこから各作業所に割り振るということをやっており、その取組の一つとして昨年度から養蜂事業を、始めております。こちらの障害者福祉センターの屋上でも今、蜜蜂を飼っておりまして、そこから蜂蜜を取って、新宿産の蜂蜜ということで販売などもしているところです。

施設の説明は以上となります。

【部会長】

ありがとうございました。

資料もご用意くださり、端的にいろいろお話を伺えたかと思います。委員の皆様のほうから質問がございましたら、お願いいたします。

【委員】

とても分かりやすい説明で、ありがとうございます。あゆみの家についてお聞きしたいんですけども、こちらの施設はiPadを使ったICT化を進めているというお話ですが、ICT担当の方はどのくらいいらっしゃるのかという点と、あと職員の研修というのはどうなされているのか、お聞かせ願いますでしょうか。

【所管課】

1点目が、ICTの担当者が何名いるかということですが、特にICTの担当者と決めているところではございませんが、やはり得意な職員がおりますので、得意な職員と事務の職員も一緒になって、いろいろ進めております。実際には、コロナの関係でお休みをされる方にiPadなどを使って所内の様子を発信するですとか、コンタクトを取るというようなことを工夫としてやり始めたところでございます。

もう一つが研修ですが、iPadとかの操作の機器の研修ということですか。それは、特に研修体制を組んでいるということではないんですけども、日常の支援の中で皆で努力をして工夫をしながらやっているという状況でございます。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ほかにいかがでしょうか。今の点に関連して、あるいはそのほかで、委員のほうからございましたら。

【委員】

いくつかお聞きしたいんですけども、新宿生活実習所が、今、移転されていますが、移転前、牛込保健センターの辺をよく使っていたもので、重度の方たちがお散歩などを行っている姿などを見させていただいたんですけども、なかなか重度の方ってマスクとかしたりするのは難しいかと思っておりまして、マイクロバスとかに乗り込んだりするときも、やはり着けずに

乗り込んでいっちゃって、職員だけが着けていっちゃるような感じを伺ったんですが、コロナ対策というのはどのようなになっているのかお聞かせ願えますでしょうか。

【所管課】

新宿生活実習所は、確かに委員がおっしゃるとおり、マスクができない利用者さんが多くいらっしゃいます。送迎バスの中は、窓を少し開けて運行するですとか、あと消毒のほうはきちんとやっておりますので、そういった対策をしております。窓もちょっと大きく開けてしまうと、乗り出してしまったりですとか物を投げてしまったりということがあるので、そういうことが起こらない程度の風通しをするというようなことしか工夫ができないところなんですけれども、消毒を徹底することで、そこはやっております。また、もともとそんなに密にならないような形で、大体定員の3分の1ぐらいしか乗らないような形になっています。それは、コロナということではなく、他害といいますか、周りの人たちにちょっかいを出してしまうということがありますので、一人一人の席の幅をかなり空けております。そういったところで、密にはなってはいません。ただ、心配なところですので、施設職員もすごく気を使っているところでございます。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

この点に関連して、あるいはそのほかで、委員のほうからございましたら。

【委員】

ありがとうございました。施設によってはできないところもありますけれども、一応、地域に開放したり、ほかの方たちに知っていただくということを目指にはしていると思うんですがイベントや、あるいは何かを開放したときに、健常の方、全く関係ない方というのはどのくらい利用してくださっているのか、認知度等を、もし少しでも分かるような資料とかがありましたら、数字とかありましたら、教えていただいてもよろしいでしょうか。

【所管課】

すみません、数としては持ってきてはいないところなんですけれども、会議室の貸出しをやっているところが3か所ありまして、障害者福祉センターとあゆみの家と障害者生活支援センターです。あゆみの家と障害者生活支援センターにつきましては、主に町会の方ですとか、健常者の方が使われることが多い状況になっております。障害者の団体とか当事者の方が使われるということは、逆に少ない状況です。障害者福祉センターのほうは、いろいろな障害者の方が集まる場所ですので、やはりほとんどが障害に関する使われ方をしているという状況です。

【委員】

どうもありがとうございます。

【部会長】

それとの関連で、先ほど講座講習会のお話もいただきましたけれども、障害者福祉センターのほうですね、これも、どれくらいの頻度でどういう様子で開かれているかというのを聞か

せ願えますか。

【所管課】

講座講習会ですけれども、様々な講座がありますので、頻度としては、大体週に1回程度で、ここの会議室を利用したり、別の部屋などを利用してやっております。これは広報で募集をしておりますので、その募集の際に、この講座をやりたい人は毎週何曜日の何時から何時というような形の募集の仕方をして、運営をしております。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかに委員のほうから質問等ございましたら。

それでは、もしないようでありましたら、この後のヒアリングのときに、その点も視野に入れながら質問、やり取りをさせていただければと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、ヒアリングのほうへと進めてまいります。

施策を構成する個々の計画事業と経常事業を中心にヒアリングを行ってまいります。計画事業につきましては、13番「障害者グループホームの設置促進」、14番「障害を理由とする差別の解消の推進」、15番「区立障害者福祉施設の機能の充実」のこれら3事業を対象といたします。また、経常事業につきましては、主な事業を評価や取組内容など経常事業取組状況シートの内容をご説明いただくことになります。その後、残りの時間で委員のほうから質問をさせていただきます。この場で質問が終了しなかったような場合には、追加で文書による質問をさせていただきますことはございます。

それでは、まず計画事業のほうから説明をお願いいたします。

【所管課】

計画事業についてご説明いたします。

計画事業の13「障害者グループホームの設置促進」についてです。これは民設民営によるグループホームの整備に対して補助を行い、設置を促進するものです。事業としては3つあります。

一つ目は、弘方町国有地におけるグループホームの設置です。ここは高齢者の認知症グループホームと合同の施設として公募を行いました。令和3年1月に公募を開始し、公募説明会では5法人の参加があり、そのうち申請された法人から1事業所を選定するというところで、現在選定の作業を行っているところです。選定後は国が埋蔵文化財発掘調査を行いまして、その後、建設を始めるという予定になっておりますので、開設は令和6年度となる予定です。

2つ目は、清風園跡地でのグループホームの設置です。清風園は中落合にある高齢者の施設でございますけれども、今年の9月30日をもって廃止となります。その後、解体をし、障害者のグループホームを民設民営により設置する予定となっております。こちらは現在、公募の条件を整理しておりまして、実績のある事業者などから運営の実態などの意見の聴取をしております。今年度中に事業者の選定まで行い、開設は令和7年度になる予定です。

3つ目は、民有地における設置促進で、こちらは社会福祉法人や不動産所有者からの相談に応じて、そのマッチングですとか、いろいろ制度の説明などを行っているところです。昨年度は9件の相談がありました。

評価の欄になりますが、実績のある法人の設置を促進していくことは手法としても効率性としても適切と考えています。また、障害者計画等では住まいの場の充実を目標としておりまして、グループホームは施設ではなく住まいと位置づけておりますので、計画との整合性も図られていると考えております。

民有地における設置につきましては、実績が法人からの相談によるというところで、主体的なものではございませんが、弘方町国有地と清風園跡地につきましては区のほうが主体的に進めていくということで、着実に進んでおります。今後とも設置の促進は必要と考えておりますので、引き続き努力をしていきたいと思っております。

次に、計画事業の14番「障害を理由とする差別の解消の推進」についてです。こちらは「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害の特性に応じたコミュニケーションの支援や区民への啓発活動を行っております。また、障害者差別解消支援地域会議を開催し、相談事例を共有し、取組を進めています。事業としましては、実績の欄に記載している事業を行っています。

まず、(1)は差別の相談でございますけれども、相談件数は3件でございました。(2)は障害者差別解消支援地域協議会の開催でございますけれども、昨年度は3回開催をいたしました。(3)は聴覚障害者に対して手話通訳者の派遣を行っています。また、そのほか本庁舎と特別出張所ではタブレット端末等を用いた遠隔手話通訳等サービスを令和3年1月から開始しました。実績につきましては記載のとおりとなっております。(4)は職員への研修ですが、一般職員向けのもは昨年度、コロナの関係で中止となりました。(5)はバリアフリーマップの運営です。こちらにつきましては、昨年度よりスマートフォンでも検索できるという機能を追加いたしました。そのことによって実績のほう伸びてございます。(6)は例年新宿駅の西口広場で行っている共同バザールについてですけれども、こちらは昨年度はやはりコロナの関係で中止としました。代わりに本庁舎で障害者施設の物販会を行いまして、施設の支援を行ったというところでございます。(7)の障害者作品展については、西口広場で共同バザールと合同でやっているものと、大ガードのギャラリーオーガード「みるつく」のほうでも行っております。ギャラリーオーガード「みるつく」のほうは予定どおりに実施をさせていただきました。(8)ですけれども、こちらはアルタビジョンのほうで差別解消のビデオの放映を行っておりまして、昨年度は延べで1万2,300回行っております。

評価につきましては、妥当性、有効性、効率性は適切と考えております。昨年度は「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」を制定いたしました。これは、手話が音声言語と同等に扱う言語であるということを明記した上で、聴覚障害者以外の障害者の方についても意思疎通の手段を自由に選択する権利が保障されているということを理念としているものです。この条例の趣旨に鑑み、新たに遠隔手話通訳

等サービスを導入するなど、コミュニケーション支援としては成果を上げていると思っております。また、共同バザールにつきましては中止となりましたが、事業者の意見を聞いた上で本庁舎の販売会を実施するなど代替の事業を行い、総合的には計画どおり進んだと考えております。これらの中にはＩＣＴを活用し、新たな日常にも対応した事業もあり、今後は経常事業として推進していく予定でございます。

次に、計画事業の15「区立障害者福祉施設の機能の充実」についてです。障害者の重度化、高齢化への対応と特別支援学校卒業生の進路先の確保のために、区内の生活介護事業の充実を図るものです。令和2年度にはあゆみの家の生活介護を充実し、さらに重症心身障害児通所支援事業を実施し、受入れ体制の強化を図りました。また、平成30年には高田馬場福祉作業所と新宿福祉作業所の多機能化を図りました。運営のほうは順調になされております。

そのため、評価としましては、「計画どおり」と考えております。今後につきましては、先ほどもご説明しましたとおり、新宿生活実習所の建て替えを行います。現施設につきましては解体後、新築しまして、令和6年度には開設をする予定です。開設をするときには定員を15名増加させまして、65名に拡充する予定で進めています。

説明については以上になります。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、今、計画事業についてご説明いただきましたので、これら3事業につきまして委員のほうからご質問のほうをお願いいたします。

こちらにつきましては、事前に委員の間で質問についての検討を行いまして、その中でいくつかお出しいただいているものがありますので、もしこれらの点に関わる点でさらにありましたら、委員のほうから質問を重ねていただきたいと思いますと思いますが、まず、払方町国有地に関して指摘していただいている点で、もしこの場でご質問されることがございましたら、今こちらでご発言、よろしいですか。

次に、今度はグループホームに関して、より詳細な点について、ご質問させていただきたい点があるというのを事前の質問を考えると伺っておりますので、もしございましたら、質問を。

【委員】

二、三、聞きたいなと思っていたことを考えていたんですけども、聞く前に答えが出ていたものもございまして、例えば、今後、特別養護老人ホーム、もしくは様々な子どもの施設でも構いませんけれども、ある程度の土地の広さがあつたら合築というのを当然考えるべきではないでしょうかということ、たしか払方町国有地がその対象になっていたかな、なんて思って確認したいと思ったんですけども、先ほどお答えをいただきましたので承知いたしました。それから、続けて聞いちゃってよろしいですか。

【部会長】

お願いします。

【委員】

例えば、民有地に関して、マッチングに関する相談をずっと続けて受けて、9法人、昨年もご相談があったということですが、この地価が高い新宿において、マッチングがうまくいったケースが過去にあるのかどうかということをお聞きしたかったということと、それからもう1点、清風園の跡地への建設について、まだ清風園そのものが稼働しているわけで、これからいろいろな細かいことが始まるということはお話の内容から分かりましたが、ちまたに一部の反対住民の声がかなり上がっていたというような情報が伝わってきている中で、当然、跡地を障害者のための施設に変えるということについては、住民の皆様に対して丁寧なご説明をなさったと思っておりますが、当事者となる利用者さんのご意見をこれから聞くという予定はおありになるのかどうか、それをどう反映していけると考えていらっしゃるのかをお聞きしたいなと思っておりました。よろしくお願いいたします。

【所管課】

まず1点目で、施設との合築の件ですが、今回は認知症のグループホームと併せて建てるという計画でしたけれども、グループホーム自体が住まいという位置づけになっております。それで、新宿区の障害者団体ではないんですけれども、全国的な障害者団体のほうから国のほうに、住まいなのに施設と一緒に建てるということは、ふさわしくないというような意見が厚生労働省に出されたということがありまして、厚生労働省のほうからも、全く駄目ではないんですけれども、好ましくないと言われておりますので、今後もグループホームは住まいとしての位置づけで展開を考えていきたいと考えているところです。

次に、民設民営のマッチングのところですが、私たちが把握している限りでは、あまりうまくいっている事例はありませんが、ただ、今年度も民間の事業所が私たちを介さずにご自分で土地を見つけてきて、グループホームが一つ開設しておりますし、過去にもそういった形でご自分たちで見つけていらっしゃるというのは何年かに一度はあります。ただ、なかなかうちがマッチングの間に入ったものは、大家さんのほうの家賃の設定と事業者さんの想定が合わなかったりですか、そういったところでなかなかうまく進んでいないところではございます。

次、清風園については、まず、清風園自体が今も活用されている施設で、やはりご利用者さんもいらっしゃって、使われているというような状況ですが、区の方針として清風園が廃止になるというところで、障害者のほうとしましては、その代わりに建てるということではなく、区有地や公有地などがあったらば、グループホームを造りたいという意思表示をしていた中で、ここがグループホームになるということで決まりました。説明会には当事者の方たちも来ていただきまして、実施をしています。

今後なんですけれども、これは払方町国有地も同じやり方ですが、募集要項ができた段階で障害者団体の方たちに説明をする機会を設けたいと考えております。また、事業者の選定が終わった後、その選ばれた事業者の方と、やはり障害者団体が懇談を持ちたいというご希望もありますので、そういった機会も設けていきまして、開設までに新宿区のニーズに合った施設になるように努力をしていきたいと思っております。

【委員】

ありがとうございます。グループホームに入ると住所が移るということで、そこが住まいになるというのは何となく理解はできていたんですけども、施設とグループホームが違うという認識を利用されている方たちがものすごく強く思っているということを、今のご説明を聞いて初めて何か理解できたような、一緒にいいじゃないみたいな、当事者じゃないと、そういう安易な発想をするんだなということを、今のご説明で改めて分かったなという思いがいたしました。ありがとうございました。

【部会長】

今のやり取りは、質と量ということでも、大きくは、どれくらい対応できているのかという視点からのお尋ねであったと思いますが、質に関しては、住まいとしての環境を整えていくという視点から取組を進められていると、大きくはそのようなお答えをいただいたかと思います。それから、量的な面でのニーズへの対応に関しては、こちらは事前質問的なところで挙げられていた、公有地をより活用したような今後の予定などはあるかという指摘はありましたが、いくつか民設民営で今後とおっしゃってもしましたがけれども、それらも図った上で、量的に現在、区内にあるニーズへの対応としては、それでこの時点では十分だとか判断されているのか、それとも、まだこの分野についてはより取組を積極的に進めていかなきゃいけないと考えられているのか、そのあたりお聞かせください。

【所管課】

グループホームにつきましては足りていないという状況と考えております。

【部会長】

すみません、重ねて、そのための手段としてはどんなものが挙げられるのでしょうか。

【所管課】

手段として、まず公有地につきましては、区全体の中で何に活用するかというのを決めていますので、そういった情報がありましたら、グループホームにしたいというような意向を障害者福祉課としては出していくというところで、やっていくことになります。

【部会長】

民間のほうについては。

【所管課】

民間のほうにつきましても、手法としてはやはり今までと同じで、事業者からの相談と、大家さんといいますか、その土地の所有者からの相談に双方に応じるというところで、制度の説明とか、安心して障害者のグループホームにお貸しいただけるように大家さんのほうにはお話しします。事業者のほうには補助制度ですとか、たまにとっても法人の規模からしたら、恐らく運営は難しいだろうというような想定を持ってこられるところとかもございますので、やはり継続した事業運営をされるには、こういう事業をやるとこのくらいの収支がかかりますよ、というようなご説明をしたりとか、そういうような情報提供を丁寧にするということで進めていきたいと考えております。

【部会長】

分かりました。ありがとうございます。

この事業に関して、ほかに今の点に関連して、あるいはそのほかで、委員の皆様のほうから質問等ございましたら、お願いいたします。

それでは、ないようでしたら、一つ。この事業について一つお尋ねしたいことがありまして、内部評価シートの「第二次実行計画における取組方針」という部分に、「整備事業者より独自の発想を生かした提案がなされるよう、条件整備を進めていきます」ということが記されており、おおむね今説明いただいたものが関わってくるような気もいたしますけれども、こちらについては具体的に、この条件整備というのはどういったことを意味するのかについて、ご説明をお願いいたします。

【所管課】

事例としまして、弘方町国有地のほうがもう公募をしておりますので、弘方町国有地の事例でお話をしますと、こちらは障害者のグループホームを、まず公募の段階で20人程度とさせていただきました。ただ、その20人の内訳として、3障害ございますので、身体障害者、知的障害者、精神障害者のどの方を対象とするかというところにつきましては、公募の条件には入れないで公募をしております。それは、おおむね知的障害者か身体障害者という想定ではあったんですけれども、そこを限定してしまいますと、手を挙げる法人が限られてしまうことと、その法人が苦手な、実績があまりないところをやらざるを得なくなるということで、なかなか法人の負担も大きいだろうというところで、そこは入れないというような形で進めております。実際に提案の中身としましては、やはりご自分たちの実績のある障害種別を選んで提案がなされているような状況でございます。

また、例えば20人程度でも、法定の基準のほうでは、お風呂とかトイレとかも一緒になった一つのユニットは上限が10人と決まっております。なので、例えば20人となったときに、それを2つのユニットで10人ずつにするのか、3つのユニットにするのか、もしくは、3つのユニットで18人にするのか、その法人がいつもやっているレイアウトの仕方というのがありますので柔軟に事業者の提案で対応するところと、区としましてはニーズとしては20人程度のグループホームが必要だということを出していくと、そういうようなやり方をしているところです。

【部会長】

詳しくお答えいただきましてありがとうございます。よく分かりました。

この計画事業13番、ほかに委員の皆様のほうからもしございましたら、伺いますが、いかがでしょうか。

そうしましたら、計画事業13につきましては質問としては以上としまして、続いて、既に説明いただいております計画事業14番「障害を理由とする差別の解消の推進」に関してですけれども、こちらについては、物理的な部分でのバリアフリーについて内部評価シートでは主として書かれていると捉えた場合、一方で心のバリアフリーと言われているような視点から見てどのような取組がなされているのかということはあるかと思います。それに関して委員のほう

から事前にそういったご関心が示されておりますので、もし今ご発言ないしご質問ございましたら、お願いしたいと思います。

【委員】

目指すまちの姿として、区民が互いに支援し合う関係づくりということを掲げていらっしゃる。その上で、区としては本当にいろいろなことをしてくださっているのは読み取れるんですけども、まず2つ、教えていただきたいことがあります。一つは、区から提供していることに対して、利用者様からのお声をどのように反映されているのか、どのように酌み取っているのかについて、一つお聞きしたいです。

そして、もう一つなんですけれども、区民が互いに支援し合うというところですが、この報告の中では健常者について何も書かれていなくて、心のバリアフリーでしたり教育に関してのことが書かれていないので、その点はどのようにお取り組みなのかを教えてください。

以上2点です。お願いいたします。

【所管課】

利用者さんからの意見について、まず、差別の相談などがあつたときに、それを事例として差別解消の協議会に提供しております。協議会のメンバーの中にそれぞれの障害の当事者の方たちも入っておりますので、そこでまたご意見などを聞いて対応を進めているところです。そのほか、例えば区の職員向けの研修は、昨年度はやりませんでした。障害の当事者団体の方たちがやはり差別解消に取り組んでおり、その方たちをお願いをして、当事者の方から発信をしていただくということで、職員研修になっております。

健常者の方については、一番分かりやすいのは、アルタビジョンで放映をしております。また、条例を作ったり、区のほうから発信をしていくというところで取り組んでいます。あと、共同バザールですとか作品展ですとか、そういったイベントを通じても発信をしていきまして、障害者の方たちはこういう状況なんだといいますか、障害者の方について、やはり広く知ってもらおうというようなところで取り組んでいるところです。また、差別の事例をホームページのほうでもアップをしておりますので、こういうことをやったら差別になるんだよというようなところを分かっていたいただければと考えております。

【委員】

ありがとうございます。ちょっと追加でよろしいですか。

いろいろな取組をしていただいているのは分かって、ありがとうございます。ただ、一方的になっているような気がしてなくて、例えば、アルタビジョンで流したものをどのぐらいの人が目に留めているのかとか、あるいは、イベントを行った上で、参加してくださっている方というのは、やはり何かしら関係のある方が多いのではないのかなというイメージがすごくあるものですから、それに関して工夫をなさっているとか、こういうデータが取れたので、この先はこうやりたいという方向性等がおありでしたら、教えていただけますか。

【所管課】

指標として上げている区政モニターアンケートで、実績の数値が下がってしまったんですけ

れども、基本的には影響といいますか、成果については測っているところです。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

これに関連しては、後ほど他の委員の方からもご質問があるかもしれませんが、今のお答えの中に少し出てまいりました職員研修に関して、委員のほうから事前にお尋ね、ここについて確認したいというようなこともございましたが、もしご発言ございましたら。

【委員】

すみません、様々な質問をしちゃうかもしれません。この計画事業14番が今回の事業の中で唯一経常化を予定されている事業ということと、それから、コロナの影響を受けましたとお答えになっている、3つの計画事業のうち一つだけですね。経常事業は複数の事業がコロナの影響を受けましたというような報告がありましたけれども、計画事業の中ではこの事業だけで、経常化を先々見越している中で、コロナの影響を受けたということを理由に様々な事業ができなくなっていたということに対して、私はとても懸念しております。

合理的配慮を義務づけられているという、区役所の職員はそうですね、それに基づいて区の職員の研修が行われていると思っていますけれども、そんな中で、できなかったというのがちょっとやっぱり残念。先ほどの課長のご説明で、当事者のほうからの様々な発信を受ける形でと聞きましたけれども、そうではなくて、やっぱり区のほうできちんとそれを企画して、コロナの影響を受ける前の研修がどんな形であったのか、ちょっと分かりませんけれども、もしかしたらやるべきであったのではないかなと私は思っております。

また、今後、行政機関だけではなく、事業者も合理的配慮の義務化がもう決まっているわけですね。この間、何か新聞で見たら、2024年6月までに事業者も合理的配慮の義務化の対象になると出ていましたけれども、そうしましたら、区の職員だけではなく、区としては事業者の方たちにもそういった啓発というか啓蒙、ただ一般区民に対してアルタビジョンで流しましたではなく、きちんとした研修なり情報発信をしていかなければいけないのではないかなと思いました。そんな中で、経常化に向けて、コロナの影響を受けたことと、それから、今後のその法律の改正に当たって、どう対応していらっしゃるおつもりなのかということをお聞きしたいなと思いました。

それから、もう1点ですけれども、カラフルショップというのをやっているということをご存じですね。これは私が住んでいる若松の地域センターと障害者福祉センターのある同じ若松の地域内にありますので、コラボで、月1回だと思うんですけれども、カラフルショップという販売会をここのところ数か月続けて、今月は明日なんですね。私、誘われて行くことになっているんですけれども、最初に説明があった養蜂業で作った蜂蜜、結構お高いんですけれども、そんな蜂蜜とか、それからパンとかコーヒーとか、障害者福祉センターの中に入っている3つの事業所から様々な物品が出て、販売をするということをしているんですね。それぞれみんな工夫してやっているんだなということは、本当に偉いと思うんですけれども、地域セン

ターとしては障害者の生産活動を応援するという意味を持ち、また、障害者福祉センターとしては、やはり販路を広げるとか理解を広めるとか、そういった側面があると思うんですけれども、そういうことに対して、障害者福祉施設共同バザールができなくなって、区の地下で希望者に場所を提供しました、以外の区の応援、支援というのが考えていらっしゃるのか、その点について伺いたいと思います。

【所管課】

まず、1点目が職員の研修についてですけれども、本当にオンラインとかいろいろな方法を使って、できなくはなかったのかもしれないですけれども、昨年度の時点でなかなか区のほうも、外部とのオンラインでやるというのが、Z o o mとかの環境が整っていなかったというところで、中止としました。例年やっているのが、当事者の方で活躍をされている方がいらっしゃいますので、その方に来ていただいて講演会をしていただくというのが一つと、もう一つ、区内の障害者団体が差別解消の、障害理解の取組をしておりますので、その方たちをお願いしているという二本立てです。内容を変えるということも考えたんですけれども、やはり当事者の講演がすごくいいということで講演を依頼したところ、その当事者の方はコロナが心配なので新宿には来られないということでしたので、やむなく中止とさせていただきました。今後は、Z o o mの環境も整ってきましたので、オンラインなどで進めていきたいと思っています。

研修以外に差別解消の対応要領を作成しておりまして、そちらは区の職員だけが見られる内部のパソコンの中でもアップされておりますし、条例とかは全部本になって、配付されているんですけれども、そこの中にも載せておりまして、職員がすぐその対応要領を目にできるような状況にはしております。窓口での対応につきましては、例えば、考え方もありますけれども、物品で解消できるというところもありますので、例えば点字のプリンターですとか、磁気ループという聴覚障害者の方が聞きやすくなるような器具があるんですけれども、そういったものを障害者福祉課のほうで持っておりまして、庁内に貸出しをするですとか、そういったところで窓口での差別がないようにきちんと対応できるようにというような取組をしているところです。

次が、事業者への差別解消の取組なんですけれども、こちらについてはこれから検討していかなくちゃいけないなとは思っており、一つは協議会として、新宿区障害者施策推進協議会という条例設置の協議会でもこの差別解消の法律の改正については注目をしているところもございますので、そういったところでやり方については協議をしていくことになると考えております。

あともう一つ、バザールの中止ですが、実際には各区立の施設などではそれぞれが障害理解の取組をしております。計画事業として予算事業的に共同バザールと作品展がここに該当しておりますので、どうしてもその視点でシートのほうは記載をしているところなんですけれども、各指定管理施設のほうでも努力をしておりますので、そこは今後、施設の設置者として、きちんと支援はしていきたいと考えております。

よろしいでしょうか。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

今、最後のほうに話に出てまいりましたバザールに関しては、委員のほうからもご関心、ご指摘なされておりますので、もしこのタイミングでご発言がございましたらお願いいたします。

【委員】

「障害者生活実態調査」の結果が示すように、障害による差別を受けた経験がある方たちが多いのが現状でして、先ほどもほかの委員から出ましたように、やはりバザールですとか作品展などを開催するだけでは一方的になって、問題解決に至らないかと私も思っていて、コロナ前ですと、先ほども少しお話出しましたが、小中学校で見られた疑似体験ですとか、あと、イベントではパラスポーツ体験などをよく行われていたかと思います。私自身も数年前、そういうものを体験しながら、障害者理解というものを以前よりも増したかなと自分自身で思っているんですが、例えば東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課などと共同してこのような、パラスポーツをもっと広めていって障害者理解を進めるなど、そういったことを共同で行うことはできないのでしょうか。

【所管課】

パラスポーツの推進につきましては、一昨年度に東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課のほうとタイアップしてイベントなどを行ってございましたけれども、昨年度はコロナのことと、オリンピック、パラリンピックも延期になったということもありまして、昨年度はやっておりませんが、その前の年までは取組をしていました。

小中学校につきましても、各学校のほうで取組をしているところですが、障害者計画の中で障害理解の教育の推進という項目も出しております。昨年度の実績はあまりないんですが、今後の方向性として、障害理解を教育現場でもきちんとやっていくというところが計画のほうにも書かれていますので、その方向で進めていきたいと思っております。

【委員】

五輪後も続けるという方向性でよろしいでしょうか。

【所管課】

はい、五輪後も続けると。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

今、いくつも質問させていただきましたけれども、研修や心のバリアフリーとの関連で、区の職員の方々、多分、福祉部の方というのはよりこの分野はお詳しくいらっしゃるんですが、当然、新宿区はとても大きな組織だと思いますので、いろいろな職員の方がいろいろな属性の区民の方と接されるということに多分なるんだと思うんです。やはりそのときに、単に制度はどうなっているのかと、どんな器具の貸出しができるのかということ

とやはり並んで、窓口対応というようなことで少し触れられておりましたけれども、実際に接するときの接し方でありますとか、細かく言えば言葉遣いとかいうのも、ひょっとしたら含まれるようなことにも関わってくるような分野かと思いますので、そのあたりはやはり研修の重要性、それから、物理、制度的な部分だけではない、他の委員などが強調されていたような心のバリアフリーといったような視点からの研修というのもお考えになっているという理解でよろしいでしょうか。

【所管課】

はい。

【部会長】

では、この計画事業14番については、私のほうからは、いろいろな企画をなさっているということ是被われていて、それはよく理解できました。それから、委員のほうからも、むしろ区がいろいろ先導的な、あるいはイニシアチブを取ってやっていくということの重要性を強調されていたかと思ひまして、それに対するお答ひもあつたと承知しています。それと並んで、区が何らかの企画の枠組みを設けて、その実際の内容等をどうしていこうかという企画段階の時に、どこまで当事者の方が意見を出すような機会が設けられているのかということについて、少しお聞かせ願ひますでしょうか。

【所管課】

企画につきましては、特に共同バザールと作品展については、まず出店する施設と当事者の方たちで実行委員会を設置しまして、どういった形でやるかというところを実行委員会で決めていくという形を取っております。作品展につきましても同様のやり方をしております。

【部会長】

分かりました、そのような形でされているということで。これに関連して、もし委員のほうからございましたら伺ひますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、もし計画事業14番について、ほかにお尋ね等ないようでしたら、続いて15番に進みたいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

そうしますと、今度は既にご説明いただひているものの3つ目、計画事業15番「区立の障害者福祉施設の機能の充実」という事業についてであります。こちらについても内部評価では、「計画どおり」という評価になっているということですがけれども、昨年度来の感染症状況の中での取組ということに関して、委員のほうから事前にご関心示されている部分がありますので、もし今ご発言されることがございましたら、願ひいたします。

【委員】

内部評価シートを読ませていただひて、障害者が住み慣れた町で安心して暮らし続けられるように生活介護事業の定員を拡充された、また、医療的ケアを必要とする方の受入れの体制も整える等、計画どおりに事業が進んでいるということが読み取れました。今回この事業に関しては、新型コロナウイルス感染症による事業の内容の変更もなく、というご報告ですがけれども、感染による重症化リスクが高いですよね、障害者の。高齢者も高いと言われていましたけれど

も、障害者のほうがむしろ訴える力とか様々なことを考えると、弱いのではないかなと思うわけですが、そこで、その現場で働いていらっしゃる職員の皆様のご苦勞というのは、感染症対策一つ取っても、とてもご苦勞なされたのではないかなと拝察しているところです。区としてはこのような状況をどのように捉え、また対応、支援をどうされたのかということをお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【所管課】

昨年度のコロナの状況でございますけれども、まず、利用されている方たちから、休所してほしいというようなご意見もいただいておりますし、続けてほしいというご意見もありました。休所すれば心なく休めるというようなご意見もいただいていたところですし、施設のほうからそういったご意見もありました。けれども、生活介護ですとか通所の施設というのは、障害者の生活に必要な事業と考えておりますし、また、国からも、これは必要な事業なので感染対策を徹底した上で継続するようというような通知が出ておりましたので、継続をしていたところです。けれども、まず、やっぱり感染予防の消毒ですとかそういった、密にならないですとか、換気ですとか、そういったところにはすごく配慮をしてもらいまして、知的障害の施設も実は対応が大変だったということが分かりました。あゆみの家などは、もともと重度の医療的ケアの方がいらっしゃいますので、感染対策がもともと徹底されていたというところもございまして、あゆみの家も大変ではあったんですけれども、新宿生活実習所ですとか福祉作業所のほうも感染対策は大変だったと感じております。例えば、お昼ご飯を食べるときも席を離して食べるですとか、マスクができない分、消毒をまめにするですとか、そういったところに対応せざるを得なかったのも、そういったことをやってまいりました。

もう一つは、陽性者が出た施設もございましたけれども、陽性者が出たときに一律に、よくテレビで言われているような自宅かホテル療養か入院かということだけではなく、その方の状況に合わせた療養の仕方というのを、それはご家族が陽性だった場合も、ご本人が陽性だった場合も、保健所と相談しながら実際にやっていきましたので、初めの頃はすごく感染した場合の不安とかも皆さんおありになり、実績としてきちんとやっていったということで、少し後半のほうでは大分安心をしていただけたというところがあります。

もう一つ、区立施設についてはそういう感じで、民間の施設につきましては、これもまた国から、通所じゃなくて在宅支援をした場合でも、区のほうでそれが必要だと認めれば給付費の対象にできるという通知が出ましたので、そこは個別のその方の障害の事情などを勘案して、そういった形で給付費が事業者のほうにもきちんと入り、在宅での支援も受けられるような対応をしていきました。

もう一つ、昨年度の11月から始めた施設の職員に対するPCR検査を実施しております。それは現在も継続している事業で、施設の職員が唾液によるPCR検査を行って、安心して支援してもらえるように、そこは新宿区の場合、施設だけでなく居宅サービスといって、ヘルパーさんたちも全て対象にしてPCR検査をやって、安心していただくというような取組もしています。

あともう一つ、今年度障害者の施設については、集合の接種会場に行けない方たちに対して、その施設で嘱託医がワクチンを打つという取組を6月後半から今現在も進行しているところです。そのような形で進めている感じになります。

【委員】

ご丁寧なご説明をいただきました。ありがとうございます。

【部会長】

この計画事業15番に関しまして、今の点に関連して、もし委員のほうからございましたら。

そうしましたら、この指標のところですけども、これは事業所数が目標に掲げられているんですよ。ただ、これは、もうかなり決まっていることともいえるような気もいたしますので、これで100%というのを出すのも、指標としてはもう少し工夫の余地もあるのではないかなという感想を個人的には持ちましたけれども、もしそこについて何かあればということもございますが、メインのお尋ねとしては、ニーズに対応してどれくらいこの事業所数ないし、その中での定員というものの水準が現状としてはどうなっていて、どのように評価されているのかということで、課題のほうに戻りますと、委員のほうから、今後の課題としてその定員の拡充が必要というふうなことが言われていることに関して確認をしたい点があるということでもございましたので、もし委員のほうからご発言があれば、お願いいたします。

【委員】

今後の課題として、より一層の生活介護事業の定員の拡充が必要ということで、定員を増やすのは良いことかと思えますけれども、やはりマンパワー不足といいますか、質の高いケアができる人材確保というのは非常に難しい問題かと思えます。それは、例えば障害者施設に限らず、今、例えば介護の施設とかも、箱物ばかりできてマンパワー不足というのが問題になっているかと思えますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

【所管課】

マンパワーの確保につきましては、指定管理の法人のほうで努力をいただいているところなんですけれども、特に区立施設につきましては法定の基準よりも職員配置のほうを多くしております。また、指定管理施設については事業評価を行っておりますので、そういったところで、質の低下がないようにというところを区のほうでしっかり見ているところです。マンパワーの人材の開発といいますか、雇用とかそういったところは指定管理の法人のほうで対応しておりますので、今のところそこが大変だというような話は聞いていないところでございます。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

この点に関連して、委員のほうからもしお尋ね等ありましたら。

そうしますと、私のほうで先ほど少しだけ中途半端な形で触れましたけれども、指標ですね、今言ったような視点をお持ちで区としては取り組まれているということですけども、この指標の設定が事業所数という設定になっていて、これですとニーズに対してどれくらい応えられ

ているのかという点からは、なかなかこれだけでは測れないような気もするのですが、次期以降の計画ということに、もし再検討されるのであれば、すぐにというわけには当然いかないとは承知していますけれども、何かこれについてはお考えありましたら、お聞かせください。

【所管課】

ニーズにつきましては、特別支援学校とかを出てきた卒業生に対して、その進路対策の会議を持ちまして、必ずどこかの施設につなげるというところでやっています。そこでニーズの把握をしているところです。対象となる施設の中には近隣区の施設も含まれてきます。近隣区での事業所の設置状況なども影響をしてくる場所もあって、指標は今のところ区の施設数というところでやっているというようなのが現状になっております。

【部会長】

分かりました。これ、本当に数値化できるものとできないものというのはやっぱりあると思いますので、そのあたりについてはお答えの中で、この部会としてもお話しいただきましたので、それを踏まえてこちらの部会では評価させていただきたいと思います。

それでは、この事業につきまして今、大きくは3点あまりやり取りさせていただきましたが、ほかに委員の皆様のほうで、この計画事業15番について何か質問等ございますでしょうか。

【委員】

ちょっと今のお話で気になったんですけども、進路指導でその後の先の施設の案内をされるということですが、民間のほうも踏まえて案内されたりとか、提案とかというのはされているんですか。

【所管課】

はい、民間の施設も併せてですね、あと、その進路対策の会は、まず学校側と受入れ施設側が区内、民間も全部一堂に会して、その人数調整を行っていくということをやっております。

【委員】

両方会してと。

【所管課】

はい。

【委員】

ありがとうございます。以上です。

【部会長】

それでは、こちらの資料についてももしよろしければ、次の経常事業のほうに進みたいと存じますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、続きまして経常事業につきましてご説明のほうをお願いいたします。

【所管課】

それでは、経常事業について、主なものについてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、90番「障害者計画等の推進」についてですけれども、昨年度は「新宿区障害者計画、第2期新宿区障害児福祉計画、第6期新宿区障害福祉計画」の策定を行いました。計画を推進するために、障害者自立支援協議会で支援に対する課題等の検討をして、計画のほうを進めております。関連なんですけれども、後ほど111番のところで「障害者施策推進協議会の運営」が出ておりますけれども、こちらの推進協議会においても計画の策定の協議をしてきました。

次に、91番の「障害者自立支援ネットワーク」についてですけれども、この事業につきましては、そこに記載のとおりになんか様々な連絡会を開催しまして、事業所などとの連携を図っています。また、相談員が家族からの相談などにも応じております。

92番「介護給付費等の支給に関する審査会」ですけれども、こちらは、障害福祉のサービスを利用するときには障害支援区分の認定を行うことが必要となっています。なので、その認定を行うものです。昨年度はほとんどが書面開催となりました。

93番「障害児等タイムケア事業」についてですけれども、これは小中高校生の障害児等に対して居場所を提供するという事業です。コロナのために学校が休校になった時期がございまして、その影響で通所日数が増えたというのがございますけれども、ただ、自主的に休所した方もございまして、両方の増減の要因がありまして、最終的には例年どおりの実績となっております。

94番は、「障害者就労支援施設事業運営助成」ですけれども、これは区内22所ある民間の就労支援施設への助成になっております。

次、95番「障害者支援施設運営助成」につきましては、この障害者支援施設というのは入所の施設のことを法律上指す言葉でございまして、2所が新宿区内でございます。シャロームみなみ風と新宿けやき園の2所でございます。その2所に対する助成となっております。

次、96番「指定障害福祉サービス事業者等指導検査事務」につきましては、検査指導の事務を区のほうでやっているところでございます。

次の97番と98番につきましては、障害福祉サービスなどを利用したときに事業者に支払う給付費となっております。

次、100番「障害者地域生活支援事業」ですが、こちらは障害者総合支援法の中では、先ほどの介護給付費のほうは自治体が、法定により実施するものなんですけれども、地域生活支援事業は法律上に記載があり、自治体が任意で実施できるというものになっています。実際に区がやっている事業につきましては記載のとおりとなっております。一番下のところに書いてあります在宅要介護者受入体制整備事業につきましては、昨年度から始めたものでして、新型コロナウイルス感染症で在宅で障害者を介護する家族の方が陽性となった場合に、その介護されていた障害者を預かる事業ということで開始をしております。

次、101番「福祉手当の支給」についてですけれども、区の制度、都の制度、国の制度がございまして、区の制度としまして心身障害者福祉手当というのがございます。そこについては、昨年度から精神障害者の1級を対象として追加をしております。

次が107番「視覚・聴覚障害者支援事業」についてですけれども、これは高田馬場にある社

会福祉協議会の1階に視覚・聴覚障害者交流コーナーというコーナーを設置しまして、記載の事業を行っているところです。

次の109番「障害者医療的ケア体制への支援」では、痰の吸引などの医療的ケアを施設の職員ができるように、指導や研修を行っています。

次、112番「障害者就労支援推進」ですけれども、これは区内の障害者就労支援施設が、地域の緑化をするという事業をこちらの施設のほうに委託をしております、地域の緑化を進めるとともに利用者の工賃の向上を図るという事業となっております。

次、110番と114番、115番、116番、117番につきましては、区立の指定管理施設の管理運営ですので、一番冒頭のところでご説明をさせていただきましたので、ここでは割愛をさせていただきます。

説明は以上となります。

【部会長】

ありがとうございます。

それでは、数としては相当な数ございますが、経常事業について委員の間では、経常事業取組状況シートを拝見して、その上で今日は区の各施設についてご説明を冒頭でいただき、今、経常事業の主立ったものについて、その概要についてお話をいただきました。順にこれから委員のほうから質問をいくつかさせていただきたいと思います。

今説明をいただいた中で、委員のほうから事前には、90番以降でいくつか伺いたい点を挙げられてはいるのですが、88番、89番等も含めて、もしこのタイミングで委員のほうから、特に88番、89番に関して伺いたい点がございましたらご発言願います。いかがでしょうか。

そうしましたら、順番的には場合によっては戻るということもできるということにした上で、経常事業の90番につきましては、「障害者計画等の推進」でございますが、これも、先ほどの当事者の関与、参画ということで、そこを重視する視点に立てばということで、当事者の方々の声というのは、計画の見直しや策定の過程においてどのような形で反映される仕組みになっているのかについてお話ししてください。

【所管課】

計画を作る際には、障害者自立支援協議会で課題などを出してもらっておりまして、そちらについては障害の当事者の方が入っております。また、最終的な案をまとめるときの障害者施策推進協議会というのがございますけれども、そちらにも当事者の団体の代表が各障害、入っていただいております。また、計画の素案ができたときにパブリック・コメントを行うんですけれども、例年は地域での説明会と障害者団体向けの説明会をやっているのですが、昨年度については地域の説明会はやりませんでした、障害者団体向けの説明会は実施をしまして、そこで当事者の方たちの意見を聞いて、それを計画に反映させるということをやってきました。

【部会長】

ありがとうございます。このような形で当事者の方々も参加、関与されて、パブリック・コメント等も団体を通して、もしあればすくい上げると、そういう仕組みをお取りになっている

ということは確認できました。90番については事前ではこういった点のみでしたけれども、ほかに経常事業の90番については、よろしいでしょうか。

そうしましたら、91番につきましては、すみません、これも私からになりますが、91番は「障害者自立支援ネットワーク」の事業でございます。こちらについては、障害者自立支援協議会の議事録を拝見しますと次のような発言もあるということです、今から概要のみお伝えするので、区としてはどういった対応を図っているのかについてお聞かせください。

そこでは委員の中から、自立支援ネットワークとの連携については、この方の認識としてはあまり実態がないのではないかと感じていると、協議会委員がネットワークに参加したり、ネットワークの連絡会員が協議会に参加できる仕組みがない等、連携しているといえるのか、裏返すと、今のところこの参加できる仕組みがないというようなことになっているのではないかと、この認識が前提になっているんですけれども、こういった障害者自立支援協議会から見た自立支援ネットワークとの連携が図れていないのではないかと、このような指摘については、どういった受け止め、そして対応が区として図られているのかについて、簡単にお聞かせください。

【所管課】

まず、自立支援ネットワークと障害者自立支援協議会は連携をするというところで考えておりまして、ネットワークの活動内容につきましては障害者自立支援協議会のほうで報告しておりますし、また、ネットワークのほうの各分野に協議会の構成員の方たちも実際、参加をされております。ただ、障害者自立支援協議会のほうは、法的な関係の方ですとか、そういったところの方たちも入ってございますので、そういった方たちはネットワークが見えていなかったのかなと思いますので、そこは報告をきっちりさせていただくことで、今後こういった感想がないように努めていきたいと思っております。

【部会長】

仕組みとしてはあるけれども、それについて十分、全構成員の間で、障害者自立支援協議会の中で、そこについては認識がまだ十分でないところもある、なので、そこについては工夫をお考えになっているということによろしいでしょうか。

【所管課】

はい。

【部会長】

確認させていただきました。

91番、92番について、もし委員のほうからお考えになっている質問がございましたら伺いますが、よろしいでしょうか。

93番「障害児等タイムケア事業」については、これは実績が上げられていますけれども、また同じパターンの質問でございますが、現に存在すると考えられるニーズに対してどれくらい対応できているという数値になるのでしょうかというお尋ねです。

【所管課】

ニーズなんですけれども、障害児等タイムケア事業というのは、子ども総合センターの中で

やっている1か所の事業所のものがございます。それ以外に法律上の放課後等デイサービスというような事業もございますので、その事業と併せて、ニーズにつきましては基本的には満たされていると考えております。

【部会長】

ありがとうございます。

もしここまでのやり取り、あるいはここまで進めてきた事業の中でもう一度振り返ってということで委員のほうからご質問ありましたら、随時お声を上げていただければと思います。

少し進みまして、95番については私のほうで、障害者支援施設運営助成の対象はなぜこの2施設なのかということについてお尋ねいたしましたけれども、先ほどの説明の中で、入所施設が対象であり、この2つがそれに該当するということなので、対象になっているというご説明があったかと思っておりますので、私のほうではそのように理解いたしましたので、分かりました。

続きまして、99番に関しては委員のほうから以前に質問が挙げられておりますので、ご発言もしございましたら、お願いいたします。

【委員】

99番についてですけれども、虐待を受けた障害者の生命の安全を確保するため、養護者から分離し一時的に保護する措置との説明ですが、この場合の養護者というのは家族、父親、母親なのでしょうか、ほぼそういうことなのでしょうかということと、それから、子どもたちが両親から虐待を受けることによって命を落とすというような痛ましい事例は私たちも知っているところ、本当に報道を通して分かっているわけですが、障害者にもこれはもう子どもと同じような頻度でもしかしたらあり得るのではないかなというようなことを、この事業の説明を通して感じました。

まして、最初に、これは経常事業の中ではなく全体を通してですけれども、先ほども課長の説明にもあったように、通所していらした方が今回のコロナによって在宅の支援を受ける、それに対して助成を受けられるということで、それに関わる事業者の、当事者のサービスを受けている方たちも、これはもしかしたら、良かったんだろうとは思いますが、今回のコロナによって、本来外に出ている子たちがお家にいるということによるストレスも当然、家族の中では密度が濃くなる、関係が密接になることによって、出ているのではないかなとも感じたわけです。このことについて、一時保護、これから多分増えていくのではないかと、どう見ていらっしゃるのかなということを教えていただきたかったなと思います。

【所管課】

養護者からの虐待についてですけれども、まず、虐待をしている側は養護者ですので、ご家族の方が虐待をしているということになります。ご両親やご兄弟とかというようなことになります。障害児の場合は児童相談所のほうの措置になりますので、この数には載ってきておりませんので、ここは18歳以上の障害者の方ということになります。この事業とは別に、虐待の通報の電話も受けております。その虐待通報の数は、昨年度は確かに例年よりも若干増えています。増えているところなので、やはり委員がおっしゃったように、障害者の方も在宅になった

ケースがありますけれども、親御さんも在宅になったケースもございまして、そういったところでいろいろストレスがたまる状況なのかなとは思っております。虐待通報につきましては今年度は収まってきておりますので、今後も注視はしていく必要があるかとは思いますが、また減少傾向にはなっているところです。

【委員】

ありがとうございます。昨年度の措置決定が2人、その前の年が1人というように経常事業取組状況シートで拝見いたしましたけれども、もしかしたら隠れている、潜在的なケースも当然あるのではないかなと懸念されますので、ぜひ細かい目配り、気配りで対応していただければと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【部会長】

今の点に関連して、委員のほうからほかにご質問やご指摘ございましたら、よろしいでしょうか。

それでは、事業のほう進めますと、101番については、福祉手当等の支給が昨年4月より区の制度で精神1級の方も支給対象としたというご説明がございました。どういう趣旨でこちらについては新たに支給対象を拡大したということになりますでしょうか。

【所管課】

3障害一元化というのがもう図られて大分たちますけれども、精神障害者の方に対しては手当の対象になっていませんでした。ただ、要望はありました。まず、基本的な考え方としては、やっぱり手当とか所得の保障というのは区がやることではなくて、東京都ですとか国とかがやるべきだという考え方がありますので、東京都や国に対しては精神障害者に対しても手当を支給するよという要望をずっと毎年出し続けていますが、なかなか実現が図られなかったところがございます、区の独自の支給としてこれを始めたというところです。

【部会長】

ありがとうございます。よく分かりました。積極的な取組をされている分野の一つということで伺いました。

続いて、経常事業の102番から104番につきましては、104番について、特に利用実績、実績の部分ですね、これに関して委員からお尋ねがもしございましたら、ご発言お願いいたします。よろしいですか。そういえばそうでした。これは当初の経常事業取組状況シートの段階で、外部評価委員としてはそこから評価のための確認ポイントを整理していたんですけれども、その段階では数値が示されておらなかったもので、そういうことでしたので、申し訳ないです。

ただ、これに関しては私のほうからもいくつか事前質問として考えているものがございますので、このタイミングでお聞かせください。一つ目は、ほかの事業についても同様の質問をさせていただきましたけれども、これら102番から104番の3事業について実績で数値が示されておりますが、それらは把握されているニーズに対してどのくらい応え得ているものなのかということについて、どのようにお考えになっているか。それから、特に104番については自動車改造費の助成件数がゼロとされているそうですけれども、過年度数年間の助成件数がもし分か

るようであればお聞かせくださいということです。まずはその2点についてお聞かせください。

【所管課】

一つ目のニーズについてですがほとんどの事業が基本的にはニーズに合った事業展開をしているというところで、ずっと同じような形でやっているところであるんですけども、最近変えたところとしましては、タクシー券について、料金の値下げもあったということもありまして、それまで500円単位で券を発行していたところ、100円券を付けることで、より使いやすくなったというようなことがございます。あと、車椅子利用券やストレッチャー利用券というような新たな券も付けて、いろいろなニーズに応えられるようなものを始めました。

それと、経常事業の104番の自動車の改造なんですけれども、令和元年度が1件、その前の平成30年は2件となっております。

【部会長】

分かりました。なので、ずっとゼロが続いているというわけではないと、なので、これはやはり必要とされる方はおられるので、仕組みとして残していくということですね。

【所管課】

はい。

【部会長】

分かりました。今進めました101番、102番、103番、104番、あるいは100番も含めてですけども、委員のほうから今のやり取りを受けて、あるいは事前質問以降でお考えになっているような質問事項がございましたら、挙げていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

助成の実績などはよく分かったんですけども、例えばコロナ禍で何か助成内容を見直すですとか、予算が変わるとか、そういったことってございますか。

【所管課】

コロナの影響で何か見直しということは特には考えておりません。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ただ、先ほどの施設とか支援施設においてコロナ対応が図られているという具体的な説明もあったと思うんですけども、これは一定の費用も伴うものであるかと思うんですけども、それは経常とは別の枠で充てられているということなんですか。

【所管課】

施設のコロナ対応につきましては、区立施設については指定管理料の中で対応しております。民間の施設につきましては、その部分、国の補助金が出ることになりましたので、そちらで対応してもらうという形を取っています。

【部会長】

分かりました。

そうしましたら、少しまだ先に進めたいと思いますが、ただ、その前に、ここまでのところで、そもそも数が多いので、目安としてはこのあたりがひょっとしたら今日進めるところなのかもしれないということを、金曜日の打合せのときにはそんな話も出ておりましたので、ただ、時間的にまだやや余裕がございますので、もし委員の間でご了解いただけるようでしたら、もう少し先に進めようかと思いますが、まず、その点についてはよろしいでしょうか。

今お認めいただきましたので、また100番以降も進めたいと思いますが、それ以前のところについて、委員の間でご確認したい点等ございましたら伺いますが、進めてよろしいでしょうか。それとも何か。よろしいでしょうか。

そうしましたら、事前に質問が出ているものを中心に進めてまいります。経常事業108番「特別永住者等重度障害者特別給付金」についてです。こちらも区独自の給付金制度というご説明になっていて、それ自体、評価できるところかと思いますが、実績額を見ますと平成26年からゼロが続いているということになっておりますので、こちらについてどういうご認識をお持ちであるか、今後、条件の見直しや計画における位置づけの見直しなどは検討されているのでしょうかというお尋ねです。

【所管課】

まず、こちらの事業については区ではなくて国の事業となっております。国民年金制度上で障害基礎年金を受けることができない特別永住者の方がこれの対象となるというところで、対象者が限られておりますので、ずっとゼロなんですけれども、これは国の制度でございまして、転入などで対象者が出てくる場合もあり、ずっと継続して事業として置いてあるところですよ。

【部会長】

分かりました。これは国民年金や基礎年金が国の制度なので、それで対応できない場合ということなので、すみません、区独自でやっている事業かと思いましたが、制度的にそういうことだったんですね。分かりました。

続きまして、今の事業あるいは108番、109番、110番について、こちらについては特に事前質問ございませんでしたが、委員の間でこれらの事業に関してお尋ねがあれば、ご発言願えればと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、また戻ることもあり得るということで進めますと、111番「障害者施策推進協議会の運営」に関して、こちらは私からになりますけれども、この主張に対してというよりは、それに対して区がどのように対応されているかという観点からのお尋ねになりますけれども、事前質問で書かせていただきましたように、今年度の第1回の障害者施策推進協議会の専門部会において、区の精神保健福祉連絡協議会への当事者代表の参加が必要であるのではないかと、いった趣旨の発言が会長や委員の間からなされていたようであります。こういった問題提起に対して、区としてはどのような対応を図られているのかについてお聞かせください。

【所管課】

精神保健福祉連絡協議会というのは事務局が保健予防課で行っている会議なんですけれども、実際にこのご発言をした方は、そちらにも当事者の代表として入っていらっしゃるといってこ

ろです。この会議は、保健所が大変多忙だったということもあって、昨年度できなくなっております。今後につきましては、事業者の課題をまず関係者同士で抽出していくところから始めたいと考えていると聞いておりまして、初めは当事者に関わっている関係者で集まって会議をし、その後、当事者のほうに広げていくと聞いております。

【部会長】

分かりました。ありがとうございます。

今の点に関連して、もし委員のほうでございましたら。

では、先に進めます。今度は112番「障害者就労支援推進」に関しては、こちらは先ほど説明がありました地域緑化推進事業等を行われているということでありました。こちらについて、事業概要やその効果について、区のほうで把握されている範囲で、少し詳しくお聞かせいただければと思います。

【所管課】

こちらの事業概要につきましては、就労系の施設が地域の緑化をすることで、その緑化をするという行為を区のほうが委託をするということで、工賃アップにつなげているものです。具体的には、新宿中央公園の花壇ですとか、高田馬場にも公園がありますけれども、そちらの公園の花壇ですとか、そういうところをやっております、これは東京都の補助も入っている事業なんですけれども、人目につく、公衆から見えるところの緑化をするという条件がありますので、例えば施設のお庭の中とかを緑化してもここの対象にはならないというところです。ただ、やっぱり外に見えるところで作業をし、それがまたきれいになるというところで、利用者さんたちは大変これを喜んで取り組んでいる事業です。それに対して委託料を払っておりますので、それが利用者さんたちの工賃に反映されるというような事業になっております。

【部会長】

詳しいご説明ありがとうございました。

111番や112番に関して、もし、あるいはそれ以外の事業に関して、委員のほうからお尋ねありましたらご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

そうしますと、少し先に進めまして、113番「障害者ヘルプカード等の作成」に関してです。これは、経常事業取組状況シートの説明を読ませていただいたところ、大きくは災害時等における障害者への対応の体制を整えていくということに関わるように私のほうでは理解いたしましたけれども、大きな枠組みとして、この災害時等における障害者の方々へ対応できるような体制を区として整えていくという視点から見たときに、区としてはこういった取組を、いろいろあると思いますので、大きな枠組みのところでは構いませんけれども、こういった視点での取組がなされていて、その中でこの113番の事業はどのような位置付けになっているのかについて、ご説明いただければと思います。

【所管課】

まず、このヘルプカードにつきましては、これは災害時だけでなく、その方の緊急時ということも念頭に置いてありますので、例えば、通所する最中の電車の中でパニックになった場合

とか、その方の緊急時に対応するということで考えております。そのときに必要なことを書いて持ち歩くことで、周りの支援を受け入れやすくするというところです。

災害時につきましては、福祉部の地域福祉課というところで要配慮者災害用セルフプランというものを作成して、その普及を今、進めているところです。それは災害時に、まず一つはご家族の中で、地震があったらこうしようというようなことを書いて、家の中に置いておくというものと、あと、その方が避難所に行ったときに受けたい支援について書いて持って歩くという2つのものがセットになっています。

もう一つございまして、クライシスプランというのが、これは障害者福祉課のほうで作っているもので、これはサービス等利用計画というケアプランを事業者が立てていくんですけれども、そのときに災害時についても記載をすることで、支援をする側がその災害時の必要性について把握をするという趣旨のものです。これは現在、フォーマットなどを検討中ですので、まだ形にはなっておりませんが、そういった取組も進めています。

【部会長】

よく分かりました。ケアプランに盛り込んでいくという準備を進められているということなんです。よく分かりました。また、ヘルプカードについては、もう日常的な場面からということ想定して、その延長線上で災害時等の緊急事態にも活用できるようにする取組だということで、理解いたしました。

今の事業、あるいは事前質問ではございませんでした114番、115番に関連して、委員のほうがもしお尋ねございましたら伺いますが、いかがでしょうか。

【委員】

113番のヘルプカード等なんですが、ヘルプカード、認識率が大分上がってきてはいると思うんですけども、ご存じない方もすごく多くて、ここでは一応、図書館の貸出したときに後ろに書いてあるんですが、それ以外でも何とかしてもらいたいなという気持ちはすごくあります。ヘルプカードの後ろにいろいろ書いてあって、電車で倒れたり何かしたときに見たら大丈夫ですよということを知っていることがすごく少ないと思うので、何かこれからお考えのことがあったら、教えていただいてもよろしいでしょうか。

【所管課】

今のところ具体的に、普及啓発については案はまだないところですが、認知度については、もっと広く普及していく必要があると感じております。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

様々なカードがあるんだということが今、改めて、ヘルプカードというのは十字のマークで、バスに乗ったり電車に乗ったりすると、それをリュックとかに付けている方はよくお見か

けしますので、分かっているところですがけれども、そのほかに、このクライシスプランというのが今後ですね、できるというのと、それから地域福祉課のほうでやっている、本当に災害時に対応したセルフプラン、その辺のすみ分けというのか、地域福祉課のセルフプランに障害者福祉課はどう関わっているんだろうとか、そんなことをちょっと考えながらお話をお聞きしていたんですが、いかがでしょうか。やっぱり積極的に進めているというような関わりをお持ちなのかどうか。同じ福祉部ですので、どう連携していращやるのかなということをお聞かせいただきたいと思います。

【所管課】

セルフプランについても普及啓発などに障害者福祉課のほうでも積極的にいろいろな場面でやっております、基本的には、いろいろなものがありますけれども、ご本人様たちが一番使いやすいものを選んでいただければいいのかなというところで、行政側から明確なすみ分けというのを特に作っているところではないです。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ほかに、こちらの113番、あるいはその後の114番、115番、もしございましたら伺いますが、先に進めてもよろしいでしょうか。

そうしますと、次に、事前に質問をいただいているところがございます経常事業116番「新宿生活実習所の管理運営」に関してです。こちらに関しては、それに関わるようなことについての、先ほどご発言、委員のほうからも若干あったかと考えますが、委員のほうで事前にご関心をお示しの部分がありますので、もしございましたら、ご発言のほうをお願いいたします。

【委員】

先ほど丁寧に説明していただきましたので、結構でございます。

【部会長】

ありがとうございます。ということですので、116番、ほかに委員のほうからもしお尋ねがございましたら、あるいは、事前質問については116番まで挙げられておりましたので、117番、そして118番に関して、118番は他の部署ですので117番までですがけれども、もしございましたら、委員のほうからご発言いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

そうしますと、経常事業については比較的、時間的にはスムーズと申しましょうか、おかげさまで全部やり取りを行うことができました。

そうしますと、これは廣井課長とのご相談になりますけれども、残り約30分になっていますが、これは施策単位でのご説明というのは別にご説明あるものだと私は認識しているんですが、今こちらでやっていただくという形にしてもよろしいでしょうか。

【事務局】

はい、それはこの部会の判断ということになりますけれども、基本的には残った20分から30分の時間を使いまして、今日のまとめというところでやっていただき、場合によっては次回送

りになるのかなと思っております。

【部会長】

そうですね、ありがとうございます。そういうことで、この外部評価委員会として今日伺って、やり取りを受けて、振り返りということですが、その時間にも充てるということにもなっておりますが、委員のほうから、どうでしょうか、今日、施策まで伺った上で、その振り返りを行うか、それとも、今日やり取りを終えることができた部分について、本日は外部評価委員会として振り返りを行って、次の回に施策についてのご説明と、こちらからご質問させていただくという、それについては可能ということによろしいですね。

【所管課】

はい、私としては可能です。

【部会長】

そうしますと、委員の皆様にご相談になりますけれども、いかがいたしましょうか。両方、今日は時間的にやることはできないこととなりますので、施策について今日伺っておきますか、それとも、ここでご説明は切って、そして振り返りというのをこの次の時間に充てるということに、どちらがよろしいでしょうか。

【委員】

施策を私としては伺ってしまっ、それをひっくるめた上で最後、部会で反省会を次回に持ち越したいと思っております。

【部会長】

ありがとうございます。私も基本的には同様の認識ではいるのですが、いかがでしょうか。

【委員】

お任せします。

【部会長】

そうしましたら、残りの時間、施策についてのご説明をいただき、それに対して委員のほうから質問させていただくという形で進行させていただきたいと思います。

そうしましたら、施策についてでございます。ご説明のほうをまず頂けますでしょうか。

【所管課】

では、施策評価シート「障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」についてご説明します。今までの計画事業や経常事業と重なっている部分が多いかと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

まず、障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備としましては、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが生涯にわたって社会参加ができるように、区民が互いに支え合う関係づくりを目指すものです。総合評価として何個かの事業を挙げております。

まず、障害者の地域生活を支えるための施策としましては、昨年度のコロナ禍において在宅支援などを取り入れて柔軟に対応をしてきました。また、計画事業となっている「障害を理由とする差別の解消の推進」、「障害者グループホームの設置促進」などにつきましてもおおむ

ね順調に進んでいるところです。就労支援につきましては、こちらは新宿区勤労者・仕事支援センターのほうが行っている事業となっておりますが、ICTを活用した面接の支援などを行ってまいりました。

今後につきましては、新たな日常を基軸にした施策の推進を考えていく必要があると考えております。その上で、差別解消につきましては、先ほどもご説明したとおりですけれども、障害理解の促進を経常的に行うことが必要だということで、計画事業から経常事業のほうに移行をしております。また、昨年度、「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」を制定しましたけれども、それに基づいてコミュニケーション支援の充実や障害理解の啓発を行ってまいります。また、障害者グループホームにつきましては、設置の促進をしながら、現在進行中の2か所についても予定どおり整備されるように取り組んでまいります。また、新宿区勤労者仕事支援センターでは、民間事業所とも連携し、先ほどもご説明した蜂蜜などがその例ですけれども、就労の支援に取り組んでまいります。

指標のところになります。参考で書かせていただいておりますけれども、指標につきましては「区政モニターアンケート」のほうの指標となっております。例年増加をしていくというところを目標に掲げているところですが、昨年度は、数値目標よりは成果が減ってしまったということになっておりますので、今後、特に障害者の差別解消や社会参加のしやすさというところにつきましては、引き続き取り組んでいくところで、障害理解について努めていきたいと考えております。

簡単ですが、説明は以上になります。

【部会長】

ありがとうございました。

部会のほうで事前に質問を考えていた中で、指標、最後ご説明ありましたけれども、それに関わるような点も挙げられておりました。ただ、これまでのやり取りで、ひょっとするともうお答えいただいている、委員の中でもご理解いただいているということもあるかもしれませんが、念のためということで、指標に関して委員もご指摘されていますので、もしございましたらご発言をお願いいたします。

【委員】

すみません、何点かあるんですけれども。3点です。

今、課長さんのほうから指標に対してのご説明でさりと、下回っていますとだけおっしゃっていただいたんですけれども、増加を目指すとしながら、昨年度下がった理由をどう考えていらっしゃるのかということを、やはりここは具体的に説明していただきたかったなということがまず1点です。

それから、先ほどの経常事業の99番で私、虐待のことに絡んでご質問させていただきましたけれども、今まで通所のサービスを利用していた方たちが在宅に切り替わったことによって、それでどういう変化があったのかなと、決していい結果ばかりではないと思うわけです。ですから、サービスを受けたご本人たちも事業者も、とても良かったということでしたら、それは

それで結構なんですけれども、もしかして変化があったとしたらば、どういった変化があったのか、それがマイナスだとしたら、今後どう対応を考えていらっしゃるのかということをお話しいただきたいなと思ったのが2点目です。

それと、最後の3点目が、障害者の就労支援の充実について、令和2年度の施策評価シートを拝見しましたら、今後の取組の方向性、課題とかニーズについて、一般企業への就労移行に関して景気の変動の影響を大きく受けることを懸念するということは記載されていましたが、今回のコロナ禍で当然、景気も良くないわけですし、具体的にダイレクトにコロナの影響ということもあると思うんですけれども、そういった現況についてお話しいただければと思います。

3点、よろしくお願いいたします。

【所管課】

まず1点目の、指標の数値が下がった理由ですけれども、私たちのほうもかなり残念に思っておりまして、今後これは解析していかななくてはいけないことだと思っております。コロナの影響とはいえないこともあるかもしれないですし、そこもまだ分析をしていないところですので、今後そこはきちんと分析していきたいと思っております。

あと、通所から在宅になった場合の影響なんですけれども、これは障害の施設に通所している、その方たちの理由にもよるところがございまして、コロナがすごく、今でもそうなんです、感染が流行っていたときには、やはり通所すること自体にかなり不安を覚えていて、在宅での支援が受けられたほうが良いという方たちもたくさんいらっしゃいました。また、昼間、離れることを、例えば重度の障害者の方などで、親御さんと離れることが通所の目的の一部になっているような場合は、やはり通所を継続されるというような傾向がありましたので、人によるところが、一長一短というところがあります。特に、絶対在宅にしなきゃいけないということではなく、選択の幅を広げたというところで考えておりますので、個人の利用者さんの考え方と、あと施設の考え方などによって、実際いろいろなパターンがありました、というところ です。

就労支援のほうにつきましては、これは新宿区勤労者・仕事支援センターのほうでやっております、私たちのほうで数字の把握ができておりませんので、これにつきましては、新宿区勤労者・仕事支援センターのほうに確認をしてお答えするような形でよろしいでしょうか。

【部会長】

それでは、今の最後の点については、お手数ですけれども、そちらのほうをよろしくお願いいたします。こちらの部会で共有させていただいて、外部評価のときに参考にさせていただきたいと思います。

今の3点、お尋ねになったのに関して、よろしいでしょうか。

【委員】

はい。2点目の在宅に切り替わったということに対するご説明は納得できました。最初の、まだ数値が下回ったことに対して今後の分析をということで、期待しておりますので、よろし

くお願いいたします。ありがとうございました。

【部会長】

最後に指摘された点に関しては、委員のほうからも指標について少し踏み込んだことも伺ってみたいといったような趣旨のことが事前に伝えられておりますが、もしご発言ございましたらお聞かせください。

【委員】

大丈夫です。

【部会長】

そして、委員からICTに関しても触れられておりましたが、こちらについても先ほどやり取りが、これに関するものはあったかと思いますが、施策全体に関してもしございましたら伺いますが、いかがでしょうか。

【委員】

先ほど説明していただいたので、結構でございます。

【部会長】

ありがとうございます。

そうしますと、今度は取組の方向性に関して、より具体的に、いろいろなコミュニケーションツールを開発されて、積極的に活用していこうとされているということについてご説明いただいておりますが、それに関する質問を事前の段階では受けておりますが、今日のやり取りの中で関わるようなこともあったかと思いますが、繰り返しの場合によっては含めて、もし何かございましたら、委員のほうからご発言願えればと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

ありがとうございます。説明の中で、手話を含め、それからコミュニケーションボードなど、聴覚障害者へ向けてのサービス、取組を重点的に行ったということを伺いまして、ありがとうございます。また、この記載に関しましては、障害特性に応じたと記載されているので、今後の取組について方向性をもう少し具体的に教えていただくことは可能でしょうか。お願いいたします。

【所管課】

障害特性に応じてということですので、聴覚障害者のサービスだけではなくて、というところで考えております。具体的には昨年度も社会福祉協議会の1階にある交流コーナーのほうで視覚障害者の点字についての理解を促すようなパネルを作成したりですとか、点字を体験できるような機器がございまして、そういったものを導入するなどして視覚障害者への点字への理解というところにも努めています。また、そのほかに、例えば脳性麻痺ですとか、そういった肢体不自由が原因でコミュニケーションが不自由な方というのもしらっしゃいますけれども、そこにつきましては、いろいろなICTが今、商品として出ておりますので、そういったものを活用していくというところで、そこは情報収集をしたり、発信したりしながらやっているというところでございます。

【委員】

様々な特性に応じたというところをよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

【部会長】

そうしますと、引き続き個別施策3につきまして、前回のこの部会としての質問事項等についての話し合いの中で、いくつかほかにも出されておりました。指標について、この数値が、そんなに顕著ということでは必ずしもないのかもしれませんが、数字としてはやはり低下傾向を示しているということはあって、それは区としても重視して、なぜそういう数値になっているのかについて、分析をこれからお考えになっているということについては伺いましたが、そもそも成果指標の設定の仕方について、なぜここで示されているようなものになっているのかということに関して、昨日の話し合いのときには委員から指摘がございまして、これに関してはこの部会としてもぜひ伺いたいということでありましたので、よろしければ委員から、この指標に関して、もしご発言がありましたら、お願いいたします。成果指標が区政モニターアンケートに基づいているということですが、ということに関してですね。

【委員】

様々な場面で指標に区政モニターアンケートで取られていますけれども、何ゆえに区政モニターアンケートなのというのは、多分、私よりか委員のほうが強く発言なさったように私、記憶していますので、返します。

【部会長】

すみません、それでは。

【委員】

今、他の委員がおっしゃったとおりなんですけれども、やはりこの指標を示す際って、その数値の算出方法とか有効性というのが非常に重要になってくるかと思うんですが、区政モニターアンケートになるのと、あと当事者になるのと、アンケートの指標の数値が違ってくるかと思いますが、なぜゆえこの数字なのでしょうかとこの点です。

【所管課】

これは区政モニターアンケートを使っておりますけれども、障害者を対象にしたものでは、障害者生活実態調査というのを3年に1回やっております。ここでの障害理解は一般の健全者の方の理解度を知りたいというところで、区政モニターアンケートのほうを採用しているところになっています。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ただ、これは施策は障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備ではありますよね。なので、今のご説明はよく分かるんですけれども、この施策の目的と照らしたときに、今のご発言の内容が必ずしも整合的ではないのではないかという認識を、すみません、この部会としては持っております。もしそれに関して何か追加でご説明ありましたら、伺えればと思うのです。

が。

【所管課】

先ほどの説明と重なりますけれども、やっぱり健常者のほうが理解をしなくてはいけないので、やはり健常者の方の意識改革というところを求めているなと考えております。

【部会長】

そうすると、環境を形作っているのが社会のほうであるので、区民から見てというところをより重視しておられるということで。ただ、そのことは障害者当事者の視点を軽視したり、これを考慮に入れなくていいと考えていることではないと、個別の事業において、それについては対応を図っているはずであると、ただ、指標の設定においては、そのようなお考えの下で、区民全体で見ての認識というのを指標と設定しているということになるのでしょうか。

【所管課】

はい、おっしゃるとおりです。

【部会長】

どうぞ。

【委員】

すみません、私、最後の質問です。何かすごく上手だなと思いながら、この施策評価シートを見たんですけれども、目標水準増加って何だろうと、パーセンテージが出ているんだから、2027年度まで50%を目指しますとか、3分の1ぐらいの区民がこれを十分に理解できるように目指しますなら、区政モニターアンケートもありと思うんですけれども、増加というのが何かすごくうまい逃げ道みたいな、すみません、そういう印象を持ちました。

【部会長】

そうですね、今、委員がおっしゃっていただいたような認識というのは、この部会としてもございますので、そのあたり、ひょっとすると外部評価委員の評価として少しご指摘をさせていただくことになるかもしれません。

ほかに、この点に関して委員のほうからご発言ありましたらと思いますが、いかがでしょうか。あるいは関連してということも含みますが。

そういたしますと、今度は指標とはやや離れますが、目的に照らしてということですと、区民が互いに支援して支え合うような関係づくりというのを掲げているけれども、そちらについての取組状況や、どういった成果が上がっているのかに関して、前回のこの部会での話し合いの中で委員のほうから挙げられていたかと思えますけれども。委員のほうで、すみません。もしございましたらお聞かせください。

【委員】

先ほども大分答えてはいただいているんですけれども、やはりどうしても説明の中では、区のほうが提供しているというイメージが強いということがありまして、区民との関係性、互いに、特に区民同士が障害について何か深め合うということの施策が取れていないイメージが若干残っているので、もう少し教えていただくことがあるのであれば、お願いいたします。

【所管課】

先ほどの説明の繰り返しになる部分も多いかと思いますが、区のほうから様々なイベントでやっていて、そこに参加をしていただくことで知っていただくということと、あと、区立施設とか各施設がそれぞれ発信をしておりますので、そういったところで知っていただくというのが区の施策としてあるほか、例えば区でやっている「ふれあいフェスタ」とか、そういったところには障害者の当事者団体の方たちも出展をしておりますので、区がやることもありますけれども、当事者の方たち自身が地域に出ていくというような努力もされております。また、全部とはいわないですけれども、地区協議会ですとか、あと、それぞれの地域のいろいろな活動の中で、障害者の方たちのお話を聞きたいというようなことをされている場所もございますので、そこに関しましては住民の方たちが主体的にやっていただいていることもあると認識しております。

【委員】

いろいろな取組ありがとうございます。すみません、指標でも結局、障害者差別解消法の施行を知っているという割合も低い、上がらないということは、やはりなかなか難しいんだなということは認識しています。なので、試行錯誤しながらどんどん進めていってほしいなと思っています。一つ私が思うに、先ほど、職員さんの研修の中で当事者のお話を聞いて、それがすごく良かったというお話を伺ったので、そんなお話を区民の方ももっと聞く機会が、その場所を提供していращやるといことですので、今までの場所って関心のある人しかなかなか行けるような場所ではないので、もっと、例えば何かウェブを使って発信をするとか、もっと広い意味でお話を聞けることがあれば、関心を持ってもらえる機会も増えるのではないかなと思うので、いろいろ大変だと思うんですけど、試行錯誤しながらしていただけるとありがたいなと思います。

【部会長】

ありがとうございます。

そのように全体の部会としてのご説明に対してということで出された委員の間から意見を私なりに理解しますと、やはり指標に掲げられているような取組の、どういう方向性で、どこに重点を置いて、どれを成果として考えていくのかというところを、やはり少なくとも将来的には、今のやり取りにあったような、当事者の方々と地域の方々が交ざり合ってお互いに新しい視点を得るといような機会にもなるような場というのが、例えばどれくらい催されたのかというのも、それは数値として測れると思うので、それをある程度水準で、図れていますとか、場合によっては目標値を設定して、今年度も計画どおりそういった機会を設けることができましたというような形でお示しいただけると、今、委員のほうから出されたような点については、区として積極的に対応を図られているんだなと理解できることにもなるかと思いますので、この部会としては、この施策についてはそのような認識をやはり持っておりますので、先ほどと重なりますけれども、外部評価委員会としてのこの部会で提案する内容としては、そのあたりが触れられることにもなろうかと考えます。

時間ももう大分迫っておりますが、一つだけ、前回の話し合いの中で出た点、私からは最後に伺いたいと思いますが、大きくは今回、計画、経常事業ともに、障害児というよりは障害者に関する取組に関してのお話であったかと思うのですけれども、ただ、経常事業についても障害児に関する、障害児支援給付等についても今回取り上げた中であって、それについてご説明をいただきました。ただ、全体的には障害児というよりは障害者という単位での取組ということについてでしたけれども、ただ、障害児への対応というのも同じようにやはり重要であると考えたときに、このあたり、福祉部ないしは区として、互いに内部ではどういう形でそれぞれ分担というか、制度的な区分け等がなされているんだと思うのですけれども、その間の関係です、連携という視点で見たときに、どういう形で図られていて、課題がもしあるとするならば、どのような認識をお持ちか、現状等についてお聞かせいただければと思いますけれども。

【所管課】

まず、障害児のサービスと障害者のサービスですけれども、法令上のことを言いますと根拠の法令が違っておりまして、児童福祉法か総合支援法かという違いがあります。ただ、個別の支援というところでは、障害児だからとか、障害者だからというところの区別は特にせずに、いろいろの給付を行っていますし、事業展開も図っているところです。

障害児に関しましては子ども総合センターが、あそこは事業所としての顔も持っておりますので、一事業所として相談に乗る、または障害児を預かる、療育を行うというようなことをやっておりますけれども、その際の支給の決定につきましては障害者福祉課のほうでやっております。障害児についても障害者福祉課で支給の決定をし、子ども総合センターを使っていたかというような連携を図っています。制度上はそういう形になっています。

あとは、やはり個別のケースでは、ご家族、世帯という単位で考えたときに、中に児童の方がいたり、成人の方がいたり、そのどちらかが障害だったというようなところがございしますので、そこは個別ケースに関しては関係機関で連携を図りながらケース会議などで集まってやっていきます。そこは子ども総合センターというか、子ども家庭部も入りますし、精神ですとか難病だとかが絡む場合は保健所も入りますし、通所先なども入る場合もございしますが、そこで連携を図っております。

あともう一つは、教育委員会との連携というのにも必要になってきておりまして、そこについては、例えば障害児への教育ですとか、先ほども言った障害への理解とか、そういったところにつきましては教育委員会と連携しながらやっていくというような形でやっております。

【部会長】

詳しくご説明いただいてありがとうございます。部会としては、すみません、時間かなり迫っておりますが、ただ、重要な点かと思しますので、今、世帯単位という話もございましたが、それを見たときに、全体として高齢化しているということもあろうかと思えます。そういった問題に関してどういったご認識をお持ちなのかということについて、これはこの前のだと委員がご関心、特に示されたということになってはいますが、もしそうでしたら、委員のほうからそれに関するお尋ねありましたら、お願いいたします。

【委員】

課題ニーズでも保護者の高齢化について触れられていらっしゃいますけれども、今8050問題が社会問題になっている中、障害のあるお子さんを育てている親御さんも高齢化によって介護ができなくなる場合が今現在、新宿区でどうなっているか、現状をお聞かせ願いたいのと、もしそうであれば、すぐに行政ですとか福祉サービスが介入して、ヘルパーさんだとか第三者が支援する体制というのが取れているのか、また、タイムラグなく施設とかグループホームへつなげていける現状なのか、お聞かせ願えますでしょうか。

【所管課】

8050問題につきましては、障害の分野でもかなり課題になっておりまして、政策的なことでも申し上げますと、障害者計画の中でも高齢化というところを今後取り組むべき課題だと認識した上で、計画のほうを策定しております。

個別のケースになりますと、なかなか実態で何人ぐらいとかということは申し上げられないんですけれども、私たちが障害者の方たちにサービスをいろいろ提供していく中で、ケアマネジャーの方とも連携をすることがございまして、そういった中で、親御さんですとか介護者の高齢化に伴って、障害者のご本人に対するサービスを増量する必要があるですとか、そういった個別のニーズについては対応をしていきます。実際にそういうことができる仕組みになっています。

あと、グループホームとか施設とかに入れるかということなんですけれども、新宿区内ですとか近郊のところにあまりこだわらなければ、基本的には必要な方は入所につなげることは可能となっております。ただ、その方の保護者の方の緊急度の認識ですとか、その場所に対するいろいろなご要望なども勘案していくと、すぐにということができない場合ももちろんございますけれども、緊急時の対応としては、基本的には全て対応ができています状況になっております。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

それでは、大分長時間にわたってやり取りさせていただいておりますけれども、今まで挙がっていなかった点で、委員のほうからもしご質問、時間的に最後になるかもしれませんが、ございましたら伺いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本来であれば、もともとは二、三十分でこの部会としての振り返りを行うということは、裏返すと、二、三十分前にひょっとすると、本日はそこまでということで時間を見ていただいていたこともあろうかと思えます。その場合、30分ほど超過してしまいましたので、お詫び申し上げます。ただ、大変丁寧に一つ一つお答えいただきましたので、外部評価委員会としては評価のときの大変参考になるようなやり取りができたと思えます。本日はどうもありがとうございました。

そうしましたら、所管課の方々につきましてはご退室いただきまして結構でございます。本

当に本日はありがとうございました。

それでは、議事進めさせていただきまして、本日の振り返りにつきましては次回とさせていただきます。また、もし追加の質問等がございましたら、こちらは課長のほうにお伝えいただければよろしいでしょうか。

【事務局】

はい、私のほうにメール等でご連絡いただきましたら、所管のほうにお伝えさせていただきます。

【部会長】

それでは、本日のヒアリングを受けまして、次回、振り返りも行いますが、そのときのご発言等の準備ということも含めて、委員の皆様個人としての評価をするときの、今日のヒアリング、参考としていただければと思います。また、何かメモ等お取りでしたら、そちらを踏まえて、シートを既に配付しておりますので、そちらのほうの記入も併せてお進めください。

では、本日の議事はこれで終了になります。

次回の内容等について、事務局から連絡のほうをお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。次回につきましては、7月16日金曜日で午前9時30分から、場所につきましては、このお隣の第4委員会室になりますので、ご注意ください。

内容につきましては、先ほど部会長のほうからお話ございましたけれども、ヒアリング後の振り返りということで、皆様これから個人としての評価を進めていただくわけですが、意見交換をすることによって、その参考にさせていただきたいというところでございます。

本日お配りさせていただきました外部評価のチェックシートにつきましては、7月16日が終わりましたら、事務局に提出していただきたいというところでございますが、提出の締切については追って連絡させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【部会長】

ありがとうございます。そうしますと、次回は7月16日金曜日になりますが、今日、事業についてのヒアリングは思ったよりスムーズに、皆様方のご協力のおかげで、進みました。こちら、開始時間は9時半でよろしいでしょうか。これは変更なしでよろしいですね。では、次回も9時半からとさせていただきます。

前回、会議室の件で議題になったかと思いますが、そうしますと16日以降は、16日でもうほぼ確実に終わられると思いますので、予備の3日間でしたっけ、前は2日間、そのうち、もう既に行わないということも決定しましたけれども、残りの1日についても実施しないということがほぼ確実ですので、もし会議室の件について、前回と同じ状況でしたら、こちらでも予約解除していただければと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】

前回、7月19日と29日ということで解除させていただいたところでございますが、7月26日月曜日の午前につきましても、今お話のありましたとおり、解除のほうをさせていただきたい

と思います。

【部会長】

それでは、大分長時間にわたってしまいました。大変お疲れかと存じます。ただ、大変有意義な質疑をすることができたかと思います。本当にお疲れ様でした。

それでは、本日は閉会といたします。ありがとうございました。

＜閉会＞